に、「芳香剤」を「芳香消臭剤」に、「野球帽」を「帽子」に、「婦人草履」を「婦人草履　スリッパ」に、「サプリメント」を「サプリメント（通信販売によるものを除く。）」に、「カーナビゲーション」を「カーナビゲーション　ＥＴＣ車載器」に、「駐車料金」を「駐車料金　洗車代」に、「デジタルオーディオプレーヤー」を「携帯型オーディオプレーヤー」に、「パーソナルコンピュータ用プリンター」を「パーソナルコンピュータ用プリンタ　電子辞書」に、「プリンタ用インク（パーソナルコンピュータ用）」を「プリンタ用インク」に、「家庭用ゲーム機　フィルム」を「家庭用ゲーム機　ゲームソフト　フィルム」に、「記録型ディスク　ビデオソフト」を「記録型ディスク　ビデオソフト」に、「ペットフード　園芸用土」を「メモリーカード　ペットフード　ペット美容院代　園芸用肥料　園芸用土」に、「映画観覧料」を「映画観覧料　演劇観覧料」に、「化粧石けん」を「化粧石けん　洗顔料」に、「ヘアリンス」を「ヘアコンディショナー」に、「ハンドバッグ」を「ハンドバッグ（輸入品を除く。）」に、「かぼちや　きゆうり」を「かぼちゃ　きゅうり」に改める。

別表の三の項中「人間ドック受診料」を「人間ドック受診料　予防接種料」に、「あつては」を「あっては」に改める。

別表の四の項中「粗大ごみ処理手数料」を「リサイクル料金　サプリメント（通信販売によるもの）」に、「インターネット接続料　音楽ダウンロード料」に、「フィルター付きたばこ」を「ハンドバッグ（輸入品）　フィルター付きたばこ」に、「あつては」を「あっては」に改める。

別表備考第三号中「あつては」を「あっては」に改める。

附　則

この省令は、平成二十一年十二月一日から施行する。ただし、別表の一の項の改正規定中「あさりつくだ煮」を「魚介つくだ煮」に改める部分、「かんしよ　ばれいしよ」を「さつまいも　じゃがいも」に改める部分、「即席カレー」を「カレールウ」に改める部分、「塩せんべい」を「せんべい」に改める部分、「サンドイッチ　おにぎり」を「調理パン　おにぎり」に改める部分、「野菜サラダ」を「サラダ」に改める部分、「緑茶飲料」を「茶飲料」に改める部分、「ぶどう酒」を「ワイン」に改める部分、「かけうどん」を「うどん」に改める部分、「洋掛布団」を「布団」に改める部分、「芳香剤」を「芳香消臭剤」に改める部分、「野球帽」を「帽子」に改める部分、「サプリメント」を「サプリメント（通信販売によるものを除く。）」に改める部分、「デジタルオーディオプレーヤー」を「携帯型オーディオプレーヤー」に改める部分、「プリンタ用インク（パーソナルコンピュータ用）」を「プリンタ用インク」に改める部分、「記録型ＤＶＤ　ＤＶＤソフト」を「記録型ディスク　ビデオソフト」に改める部分、「ヘアリンス」を「ヘアコンディショナー」に改める部分及び「ハンドバッグ」を「ハンドバッグ（輸入品を除く。）」に改める部分並びに同表の四の項の改正規定中「粗大ごみ処理手数料」を「リサイクル料金　サプリメント（通信販売によるもの）」に改める部分及び「フィルター付きたばこ」を「ハンドバッグ（輸入品）　フィルター付きたばこ」に改める部分は、平成二十二年一月一日から施行する。

○農林水産省令第六十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月二十日

農林水産大臣　赤松　広隆

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の一の項植物の欄中「及び第四十三」を「、第四十三及び第五十一」に改め、同表の二の項植物の欄中「ヒロセレウス属植物」の下に「（付表第五十二に掲げるものを除く。四の項において同じ。）」を加え、同表の付表に次のように加える。

五十一　コロンビアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトミーアトキンス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十二　ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるヒロセレウス・ウンダーツスの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第四百九十七号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成二十一年十月二十日

総務大臣　原口　一博

名称	民主党本部周辺地域
期間	平成二十一年十月二十三日から平成二十二年十月二十二日まで
地域	東京都千代田区平河町一丁目 平河町二丁目 隼町
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○法務省告示第四百八十二号

岡山県新見市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十一年十一月二十日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、新見市役所又は岡山地方法務局高梁支局に照会すること。

平成二十一年十月二十日

法務大臣　千葉　景子

岡山県阿哲郡千屋村大字実千四百三十番地　田枝美智子

○法務省告示第四百八十三号

熊本県八代市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十一年十月二十日

法務大臣　千葉　景子

熊本県八代郡泉村大字下岳千七百一番地　福岡　民雄

同村大字柿迫八千百七十七番地　松永　鶴喜

同所六千四百二十八番地　松岡　輝邦

同村大字下岳四百四十一番地　坂井　英夫

同所三千六百五十二番地　吉坂　元広

同所千五百六十一番地　上野　登

同所三千八百十四番地　吉坂　英信

同村大字樅木三十九番地　吉原今朝利

○法務省告示第四百八十四号

大阪市旭区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十一年十月二十日

法務大臣　千葉　景子

大阪市旭区大宮一丁目二十九番地　小笹　徳治

○法務省告示第四百八十五号

富山市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十一年十一月二十日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、富山市役所又は富山地方法務局に照会すること。

平成二十一年十月二十日

法務大臣　千葉　景子

富山市桃井町三番地　内山弥三郎